

令和 6 年 6 月 13 日現在

機関番号：12613

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2021～2023

課題番号：21K20177

研究課題名（和文）米国移民若者層の社会移動：DACAプログラムによる階層分化に着目して

研究課題名（英文）Social Mobility of Immigrant Youth in U.S.: Focusing on the Impact of Social Stratification by DACA Program

研究代表者

飯尾 真貴子（IIO, Makiko）

一橋大学・大学院社会学研究科・講師

研究者番号：50906899

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、米国に幼少期に移住し滞在許可のない移民1.5世代を対象とする「DACAプログラム（若年移民に対する強制送還延期措置）」（以下、DACA）に着目し、これを通じて暫定的な権利を獲得する若者たちの経験を明らかにすることを試みた。従来の先行研究における、ジェンダーや人種・エスニシティなどの多様性をふまえた経験、同じ移民1.5世代でも、様々な理由で権利を獲得できなかった層の経験が十分検討されていないという限界をふまえ、カリフォルニア州ロサンゼルスとフレズノにおいて2回にわたるフィールド調査を行うことで、幾つかの発見点とともに今後検討していくべき課題を見出すことができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、DACAの持つ部分的かつ暫定的なシティズンシップとしての特徴に注目し、法的地位の獲得が社会階層移動に与える影響を、人種・エスニシティ、ジェンダーといった差異の交差性にも着目し、より精緻に分析しようとした点である。また、本研究は移民の社会移動をめぐる研究蓄積に、中間的かつ暫定的な法的地位の影響という新たな次元を加えることで、より多元的な階層移動研究の発展に貢献することを目指した。このような米国における暫定的な正規化の社会的影響と若年層移民の社会移動に関する知見は、日本における移民1.5世代や第二世代の経験を検討するうえでも重要な参照点になり得ると考える。

研究成果の概要（英文）：This study focuses on the DACA program (Deferred Action for Childhood Arrivals) for 1.5-generation immigrants who immigrated to the U.S. as children and do not have residency permits, and attempts to clarify the experiences of young people who gain provisional rights through this program. Based on the limitations of previous studies that have not adequately examined (1) the experiences of immigrants in terms of gender, race, and ethnicity, and (2) the experiences of 1.5 generations of immigrants who did not gain rights for various reasons, we conducted two field researches in Los Angeles and Fresno, California, to understand the experiences of several groups of young immigrants. The study was able to identify several findings as well as issues to be considered in the future.

研究分野：国際社会学

キーワード：無登録（非正規）移民 若者移民の社会移動 暫定的な権利付与 シティズンシップ DACAプログラム
アメリカ合衆国 ラティーノ移民 アジア・パシフィック系移民

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

国境・境界規制の厳格化が世界的に進行する現代において、欧米を中心とする移民受入れ国では選別的な移民政策が進行してきた。それは、「犯罪性」や「違法性」と結びつけられた人々を「望ましくない移民」として排除するだけでなく、受入れ社会に貢献するとみなされる人々を「望ましい移民」として受入れる選別的な移民政策の拡大を意味している。特に米国では、無登録移民の一斉正規化といった革新的政策を期待されたオバマ政権の下で、皮肉にも年間40万人にも及ぶ大規模な強制送還政策が拡大する一方で、幼少期に移住し滞在許可を持たないまま米国で社会化されてきた移民1.5世代を対象とする「DACAプログラム(若年移民に対する強制送還延期措置)」(以下、DACA)が実施され、約80万人におよぶ非正規移民の若者が、一時的に強制送還の対象から外れ、2年毎の更新を必要とする就労許可を獲得してきた。

このような社会統合の対象として想定され、DACAを通じて暫定的な権利を獲得する若者たちは社会的地位の移動についてどのように経験しているのだろうか。このプログラムが実施されて以降、この制度が若者の就学や就労に及ぼす影響を統計データから析出した研究や主にラティーノを対象にその影響を検討した質的研究が蓄積され、暫定的な権利を獲得した1.5世代の若者移民層が、一定の社会上昇を果たしていることが明らかにされてきた。しかし、これらの研究はごく一部を除いて、ラティーノや高学歴層の経験に偏重し、アジア・パシフィック系移民の経験は十分検討されていない。また、その影響を検討する先行研究の多くは、DACAプログラムそれ自体の持つ脆弱性および選別性をふまえた影響を十分に検討してきたとは言い難い。すなわち、従来の先行研究では、ジェンダーや人種・エスニシティなどの多様性をふまえた具体的な経験の差異、同じ移民1.5世代でも、様々な理由で権利を獲得できなかった層の経験が十分検討されていないという限界があった。

2. 研究の目的

以上をふまえて、本研究は、特定の非正規移民の若者に対して暫定的な諸権利を付与するDACAプログラムが、移民1.5世代の若者たちにどのような影響を及ぼしているのか、彼ら・彼女らの社会移動の経験に着目し検討することを目的とする。具体的には、DACA世代の若年移民層は、人種・エスニシティ(親世代の社会関係資本や人的資本とも関連)ジェンダー、学業達成度、DACAによる暫定的権利の有無によって、どのような階層分化を経験するのか。このような人種・エスニシティ、ジェンダー、学業達成度を含めた経験の差異は、若年層の社会的地位の達成にどのような意味を持つのかを検討する。

3. 研究の方法

以上の研究内容を実現するために、移民の人口規模が大きく、人種的にも多様なカリフォルニア州のロサンゼルスやフレズノをフィールドとして、計2回の現地調査を行った。具体的には、それぞれの地域において、(i)(特定の人種・エスニシティを基盤とする)移民支援団体や当事者運動組織の活動家や弁護士に聞き取りを行った。さらに機縁法を用いて()DACA承認者の若者、()DACA未承認者にインタビューを実施した。

フィールド調査は、2022年8月に米国カリフォルニア州ロサンゼルス近郊と2024年3月に米国カリフォルニア州フレズノ郡において実施した。ロサンゼルス調査()では、DACAプログラムの対象となる人口に比して申請者の規模は他の移民集団よりも圧倒的に低いアジア系移民に着目し、アジア・パシフィック系移民にアプローチすることを試みた。また、DACA受益者だけでなく、様々な事情でDACAを取得できずにいる無登録移民の若者たちにもアプローチした。その結果、フィリピン系、韓国系を中心に数名のDACA受益者および無登録移民の若者たちに聞き取りを実施することができた。他方で、フレズノ郡調査()では、移民支援団体の職員および先住民出自の移民1.5世代の複数名に聞き取りを行った。以上の調査を踏まえて、幾つかの発見点と考察を以下に記述していく。

4. 研究成果

1) アジア・パシフィック系の移民1.5世代の経験

DACAプログラムの申請率を示した研究において、本来DACAプログラムの申請対象者であるアジア系移民のうち実際に申請した率がラティーノ移民のそれと比べて低いことが指摘されてきた(Buenavista 2014)。ある調査研究によると、アジア系移民はDACAプログラムの対象となる全体の10%を占めるが、実際にDACA申請したのは、そのうちのわずか4%である(Singer et al. 2015)。この要因として、一般的にアジア系移民は集会的な移民の権利援護運動の経験がラティーノ移民と比べて少ないこと、法的地位のない移民に関するニュースの扱いがエスニック

メディアで十分でないことなどが、結果的にアジア系移民コミュニティ内における無登録移民に対する恥やスティグマを生み出してきた可能性を指摘している(Singers et al 2015)。また、アジア系移民コミュニティ内における「不法」であることに対する強いスティグマが周囲への開示や支援へのアクセスを困難にしている可能性、そしてアジア系移民のなかに DACA プログラムの暫定性への不安や不信感が強いことが、こうした申請率の低さの遠因として言及されている。こうした先行研究の指摘を踏まえつつ、聞き取りから示唆される発見点は以下の通りである。

1 - 2) アジア系移民コミュニティに存在する「非合法性」に対するスティグマ

調査協力者が自らの法的地位について開示をためらう理由の一つとしてあげられたのがアジア系移民コミュニティに存在する無登録移民であることへの恥やスティグマである。本研究の調査でも、こうした従来の先行研究の主張を支持するような語りがみられた。例えば、フィリピン系移民の A さんは、アジア系コミュニティの特徴として「いつも私たちは静かに(to be quiet) やるべきことをやって(do your work)、騒ぎを起こさない(not make a fuss) と言われ、それを内面化して」おり、時間をかけてそうした「沈黙し、騒ぎ立てないといったアジア系文化を捨てる必要」があると語っている。

このような「文化」に言及する説明は一定の説得力を持つものの、アジア・パシフィック移民に対する本質主義を強化する点において注意が必要である。若年層のアジア・パシフィック系移民をめぐる研究を牽引するプエナビスタは、このような本質主義的な理解を批判し、自らの法的地位の開示をためらうのは、アジア系もまたラティーノ移民と同様に移民の犯罪者化を押し進める米国の懲罰的な移民政策の影響を受けているからであると論じている(Buenavista 2018)。本研究も、こうした構造的な視点の重要性を踏まえると同時に、フィールド調査からは以下のような別の仮説の可能性を探る必要もみえてきた。

AA) 多様な階層性によるマスターナラティブの欠如 ある調査協力者は、ラティーノ移民の多くが労働者階級であるのに対して、アジア系移民の場合は多様な階層が存在していることが、コミュニティ内部の無登録移民に対する認識の欠如を招いている要因の一つとして指摘していた。ラティーノ移民の場合、合法か非合法かに関わらず、その多くが労働者階級としての集合的な自己認識を持ち、移民権利援護団体やエスニックメディアもまた、こうしたコミュニティの一体化や米国社会を支える労働者の正規化をめぐるマスターナラティブの構築に大きな役割を果たしてきた。他方で、アジア・パシフィック系は、移住時期や法的地位によって、階層化が進んでいることと、アジア系を「モデル・マイノリティ」とみなすステレオタイプも相まって、自助努力による社会上昇の重要性がコミュニティ内部で共有されている。こうしたコミュニティ内部の階層的多様性が無登録移民を包摂するマスターナラティブの構築を困難にしている可能性があるのではないか。このような階層性に着目する点は、今後より探求されるべき点と考える。

BB) 出身国の政治的抑圧の経験 とりわけ、アジア系移民の場合、出身国の独裁的な政権によって抑圧された歴史的な経験を鮮烈に覚えている第一世代の多くの中には、一般的に国家に対する不信感が根深く存在し、それが申請をためらわせる要因になっていることが聞き取りで言及された。とりわけ、DACA はあくまで暫定的な権利付与であり、永住権には繋がらない一時的なプログラムである。時の政権によってプログラム自体が廃止された場合、個人情報は握られているために、それによって不利益を被る可能性に対して根強い不安や不信がある。DACA プログラムの不安定性が前提にあるなかで、このような出身国の抑圧的な政治体制を記憶する人々が、いつ廃止されるかわからないプログラムのために、様々な個人情報を政府に提供することへの強い躊躇いが生じている可能性はないだろうか。今後の検討課題としたい。

2) DACA プログラムの暫定性と不安定性が生み出す権利の消失

これまで多くの研究で指摘されてきたように、2012 年に DACA プログラムが実施されて以降、オバマ政権からトランプ政権に移行するなかで、その存続が常に脅かされてきた。こうした DACA プログラムの正当性をめぐって米国最高裁を含めた裁判所での司法判断が下された結果、トランプ政権の下で DACA プログラムは停止し、すでに DACA を取得したもののたちの権利と更新の権利が認められたものの、新たな申請が停止される事態となった。

調査協力者らの語りから、こうした DACA をめぐる内在的な不安定性が、政治的攻防のなかで顕在化し、それが実際に申請者の権利の喪失に結び付いていることが明らかになった。例えば、調査協力者 C さん(フィリピン系)は、2012 年の時点で取得していた DACA の更新時期が迫る中で、米国市民の配偶者を通じた正規化を目指そうとしたが、配偶者が税金の支払いで幾つかの問題を抱えていたため、最終的にこの正規化の経路は実現しなかった。そこで、再度 DACA を更新しようとしたが、更新時期を過ぎていたことから、新規に申請を行う必要性が生じた。トランプ政権からバイデン政権になったことで、DACA の新規募集をめぐる政治的膠着状態は打破されるかに見えたが、テキサス州で DACA の正当性に疑義をはさむ司法判断が出されたことで、結局 DACA プログラムの新規申請は停止されることとなった。その結果、本来 DACA 取得者であった C さんは、一度手にした諸権利を失う事態に直面したのである。このような権利の喪失は、就労や生活の様々な側面において再び脆弱性をもたらすことを意味しており、2 年間の更新という暫定性およびプログラムの不安定性がミクロな水準でもたらす負の影響を示している。

3) DACA プログラムから取り残される層

本研究の聞き取り調査では、本来 DACA の申請対象でありながら、申請あるいは DACA 取得から零れ落ちる人々の状況が明らかになった。とりわけ、メキシコオアハカ州の村落から米国に移住した移民の中には、DACA の対象年齢である 16 歳以下で米国に移住した者であっても、公教育には入らずに年齢を偽って農業で働く層が一定数存在していた。こうした人々は、公教育の成績表などがなかったために、米国の滞在歴の証明に困難を抱える傾向にある。とりわけ、偽名や偽のソーシャルセキュリティ番号を使っていた場合は、むしろ自分の身を守るために、そうした書類を破棄している傾向が高く、遡って証明することができない。こうした層の存在は、DACA 申請の制度設計が、申請ができない、あるいは申請しても証明書類の不足から DACA の取得に至らない周縁化される層を生み出していることを示している。

4) DACA プログラムと社会上昇の関連

法的地位の暫定的な安定性が、社会的地位の上昇移動をいかに可能にするのかに着目した研究の多くが、DACA プログラムが移民 1.5 世代にもたらすポジティブな影響を指摘している。本研究の調査においても、DACA 取得（あるいはその後の法的地位の移動）を通じて、教師などの専門職に就く人、就学を続けてより専門性の高い職業を目指す人々など、社会移動における肯定的な影響を確認することができた。他方で、とりわけフレズノ地域における調査では、DACA 取得者になって更新を続けているにもかかわらず、本人が望むほど社会移動の達成ができていないと認識している事例があった。ある女性の事例では、DACA 取得後に農業以外での仕事を手に入れようとするものの、同様の低賃金労働しか選択肢がないこと、学校に通って専門性や学歴をつけようにも、子育て中の制約および資金の不足などから諦めざるをえないなどの困難に直面していた。先住民をルーツに持つ移民 1.5 世代のなかには、このように人的資本および社会関係資本が圧倒的に欠如しているがゆえに、DACA 取得によって暫定的な権利を獲得してもなお、本人が自覚できるほどの上昇を遂げられない事例が浮き彫りになった。

本研究の調査において、法的地位と社会移動との関連以外では、DACA による法的地位を獲得することが、「市民」としての意識に及ぼす影響についても幾つかの興味深い語りを聞き取ることができた。DACA 取得によって、公的に社会へと包摂されていくことが、市民としての意識を高める一方で、社会上昇を思うように遂げられないことを「罪悪感」として語る調査協力者もいた。法的地位だけでなく、それにもとづく本人の主観的認識を含めた就労側面における経験が、「市民」としての意識にいかなる影響をもたらすのか、今後の課題として検討していきたい。

参考文献：

- Buenavista, T. L. 2014. "Deferred Action for Childhood Arrivals (DACA) and Undocumented Asian Americans and Pacific Islanders." Asian American and Pacific Islander Research Coalition.
- Buenavista, T. L. 2018, "Model (undocumented) Minorities and 'Illegal' Immigrants: Centering Asian Americans and US Carcerality in Undocumented Student Discourse. *Race Ethnicity and Education*, 21(1): 78-91.
- Singer, Audrey, Jill H. Wilson and Nicole Svajenka, 2015, "Local Insights from DACA for Implementing Future Programs for Unauthorized Immigrants" Brookings Metropolitan Policy Program.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 飯尾真貴子	4. 巻 13
2. 論文標題 国家の境界管理が生み出す法的暴力と「懲罰化されたモビリティ」 メキシコ移民とその家族による米国強制送還政策をめぐる経験から	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 難民研究ジャーナル	6. 最初と最後の頁 21-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 飯尾真貴子
2. 発表標題 メキシコにおける人道的管理レジームの形成 国際機関、国家、支援組織の相互連関に着目して
3. 学会等名 国際社会学研究会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 飯尾真貴子
2. 発表標題 Reconfiguration of Transnational Social Space under Gendered and Racialized U.S. Immigration Control: How Gender and Generation Influence the Mexican Indigenous Immigrant Experience across the Border
3. 学会等名 第96回日本社会学会（国際交流委員会企画テーマセッション）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 飯尾真貴子
2. 発表標題 メキシコにおける移民の封じ込めと保護を内包した人道的管理レジームの形成 メキシコ南部国境地帯と北東部地域の調査から
3. 学会等名 国際社会学研究会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------